

## 香川県余裕期間設定工事試行要領

### (趣旨)

第1条 施工時期の平準化は、人材・資機材の効率的な活用や、年間を通して働ける環境整備を通じた技術者・技能者の処遇改善とともに、建設生産システムの改善にも資する重要な取組みであり、この要領は、余裕期間による柔軟な工期の設定により施工時期の平準化を図り、円滑な施工体制を確保するために土木部発注工事において試行する「余裕期間設定工事」について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「余裕期間」とは、契約締結日から工事開始日の前日までの期間をいう。

2 この要領において「工事開始日」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備を開始する日をいう。

3 この要領において「実工期」とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付けを含めた期間をいう。

4 この要領において「契約工期」とは、余裕期間と実工期をあわせた期間をいう。

5 この要領において「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等をいう。）に着手する日をいう。

### (対象工事)

第3条 余裕期間を設定することが有益であると想定される工事の中から発注者が指定し、入札公告等で余裕期間設定工事である旨を明示した工事とする。

### (工事開始日の期限及び工事着手日)

第4条 工事開始日の期限は、契約締結の日から起算して別途入札公告等で定める日（土日祝日を含む。）かつ工期の終期日までとし、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事開始日とすることができる。

2 受注者は、契約締結の日までに工事開始日を定め、工事開始日通知書（別紙1）により、発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、特別の事情がない限り、前項の規定により発注者に通知した工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

### (契約工期の終期日)

第5条 契約工期の終期日は、原則として発注者に通知した工事開始日から起算して実工期の日数を加えた日とする。

(前金払の請求)

第6条 対象工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

(工事開始日までの現場管理等)

第7条 契約締結日から工事開始日の前日までの期間における工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等、工事施工上必要な準備に要する業務等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者等の配置)

第8条 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者）、監理技術者補佐（特例監理技術者を配置する場合）及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第9条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(特記仕様書)

第10条 余裕期間設定工事において適用する特記仕様書は（別紙2）のとおりとする。

(入札公告等における記載方法)

第11条 余裕期間設定工事に係る入札公告等における記載方法は次のとおりとする。

- (1) 入札公告の「入札に付する事項」における「工期」又は、指名競争入札執行通知書の備考欄の工期の記載は、「工事開始日から起算して〇〇日間を実工期とする。ただし、工事開始日は、契約締結日から起算して〇〇日以内（土日祝日含む。）とすること。」とする。
- (2) 入札公告の「入札に付する事項」における「その他」又は、指名競争入札執行通知書の備考欄の記載は、「本工事は、香川県余裕期間設定工事である。」とする。
- (3) 入札公告の「その他事項」又は、指名競争入札執行通知書の備考欄における記載は、「工事開始日、技術者の配置等の取扱い等については、「香川県余裕期間設定工事試行要領」の規定に基づき実施する。」とする。

(工事請負契約書における記載方法)

第12条 余裕期間設定工事に係る工事請負契約書における工期の記載は、発注者に通知した工事開始日から契約工期の終期日までの期間とすること。

(アンケート調査の実施)

第13条 受注者は、別途指示するアンケート調査に対する回答を竣工検査日までに発注者に提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 30 年 4 月 16 日改訂）

この要領は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

附則（平成 30 年 12 月 17 日改訂）

この要領は、平成 30 年 12 月 17 日から施行する。

附則（令和 2 年 7 月 1 日改訂）

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日改訂）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙1)

(様式)

(日本産業規格A列4番)

工 事 開 始 日 通 知 書  
(余裕期間設定工事)

工 事 名

このたび落札した上記工事について、工事開始日を定めましたので通知  
します。

工 事 開 始 日                      年    月    日

年    月    日

会社所在地

会 社 名

代 表 者 名

印

香川県知事

殿

- ※1 契約締結日までに提出すること。
- 2 工事請負契約書の工期の始期日は、本通知書に記載された工事開始日とする。
- 3 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、現場事務所等の建設又は測量及び資材の搬入並びに仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- 4 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者(特例監理技術者)、監理技術者補佐(特例監理技術者を配置する場合)及び現場代理人を配置することを要しない。
- 5 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(別紙2)

特記仕様書（余裕期間の設定に伴う追記）

本工事は、香川県余裕期間設定工事試行要領に基づく余裕期間設定工事であり、次の事項を遵守しなければならない。

1. 契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付けを含めた実工期に加えて、契約締結日から工事開始日の前日までの余裕期間を設けている。
2. 受注者は、契約締結日から起算して別途入札公告等で定める日数かつ工期の終期日までの任意の日を工事開始日と定め、契約締結までに工事開始日通知書により発注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、特別の事情がない限り、前項の規定により発注者に通知した工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
4. 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
5. 契約締結日から工事開始日の前日までの期間における工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
6. 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、現場事務所等の建設又は測量及び資材の搬入並びに仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
7. 契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者）、監理技術者補佐（特例監理技術者を配置する場合）及び現場代理人を配置することを要しない。
8. 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
9. 契約保証の期間については、契約工期を満たすものとする。
10. CORINS登録は通常の工事と同様に、契約から10日以内（土日祝日を除く）に行うものとし、技術者の従事期間については、発注者に通知した工事開始日以降の期間で登録するものとする。
11. 約款第3条及び施工計画書並びに工事履行報告における工程表については、発注者に通知した工事開始日以降の期間で作成するものとする。
12. 受注者は、別途指示するアンケート調査に対する回答を竣工検査日までに発注者に提出しなければならない。